

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営の効率化、経営資源の最適配分等を通じて、企業価値を増大させることが、株主、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーの利益を継続的に維持拡大するものと考えております。

従って、長期的な視点で企業価値の増大に寄与するように、経営を監督・監視する機能を働かせることがコーポレート・ガバナンスの要諦と考えております。

具体的には、以下の基本方針により、コーポレートガバナンスの実効性を高めていくこととしております。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主、取引先、地域社会、社員等の皆様とも適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役、監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、それぞれに求められる役割・責務を果たす。
- (5)株主との建設的な対話に務める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－4】 いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社は、事業の拡大と持続的成長のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。協力関係を維持しつつ企業価値の向上を図るため、中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。上場株式のうち主要なものについては、毎年、有価証券報告書に開示しておりますが、取締役会への具体的詳細報告は現状実施しておりません。今後、取締役会へ具体的報告を実施して参ります。

2. 政策保有株式に係る議決権の行使について

議決権行使に当たっては、投資先企業の中長期的な企業価値、ひいては株主価値の向上に繋がるかどうかという観点に立ち、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断します。

【原則4－8】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、独立社外取締役について、当社の事業内容を理解し、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが、当社のコーポレートガバナンス上重要であると認識しております。当該責務を果たしていただく観点から、これまで重い職責を果たされ、豊富な経験と高い見識を併せもっておられる方を当社の独立社外取締役として1名選任しております。

現時点では、独立社外取締役1名の選任にとどまっておりますが2名以上の選任に向けて、今後も鋭意適切な独立社外取締役候補者の確保に注力して参ります。

【補充原則1－2－4】 議決権行使の環境作り及び招集通知の英訳

議決権の電子行使につきましては、株主、投資家の皆様のご意見ご要望を参考にしつつ、各種手続き、費用等を勘案し、検討を進めて参ります。また、招集通知の英訳につきましても外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討して参ります。

【補充原則4－11－3】 取締役会の自己評価

当社取締役会は2014年度には13回開催され、業務執行に必要な重要事項をオープンかつ活発に審議し、適切に意思決定しております。社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役の業務執行に適切に反映されております。今後、取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が定期的に取締役会の実効性についてのヒアリングを実施し、取締役会に報告を行い、必要に応じて改善を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－7】 関連当事者間の取引

当社では、取締役が行う競業取引及び利益相反取引は、その取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役会での事前承認を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしています。

取締役、監査役に対しては、決算毎に「関連当事者に係る確認書」の提出を求めており、取締役、監査役又はその近親者とTPRのグループ会社との間での取引や債権債務関係等の有無を把握しています。

なお、主要株主との取引条件については、第三者との取引と同様の条件で決定しています。

【原則3－1－1】 当社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

【経営理念】

わたくしたちは、動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

【経営姿勢】

期待を創り、期待に応え、お客様の厚い信頼を獲得します。

技術を広げ、技術を深め、世界をリードする商品を提供します。

ひとをつくり、ひとに学び、社員とともに生きがいある職場を実現します。

【行動指針】

わたしたちは、とことんやり抜きます。

とことん挑戦します

とことん探求します

とことん創造します

とことん話し合います

経営計画：当社の17中期経営計画（2015年度～2017年度）および長期展望は、以下のURLに開示しております。（27ページ以降）

<http://www.tpr.co.jp/ir/pdf/15setumei.pdf>

【目指す姿】

技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)をもって、

一段とグローバル化・事業の多角化・イノベーションを進め、

価値ある商品を創造し続けるTPRグループを実現する

【スローガン】

～革新と拡大～ Innovate & Expand

グローバル多角化企業

イノベーション企業 最高品質企業

1. グループ力のシナジーによるグローバルシェアアップ（拡販と深化）

2. オンリーワン商品の開発と技術力No1の追求（環境対策技術の熟成）

3. 新事業の拡大及び新商品開発とグループシナジーの創出

4. ものづくりの革新のさらなる追求と地域競争力No1の実現

5. グローバル拠点の収益力向上とマザー機能発揮による最適拠点運営

6. グローバル調達・物流・商流によるグループ収益の最大化

7. グローバル人材の育成と地域専門人材の育成による円滑な拠点運営の推進

8. グローバル最高品質の実現

9. 間接業務の改善・改革による効率化と高付加価値化の実現

10. グループCSR活動の推進

2017年度連結売上高目標：1,933億円、連結営業利益目標：260億円

【原則3-1-2】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

「1. 基本的な考え方」に記載した通りです。

【原則3-1-3】取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

＜方針＞

- ・ 当社取締役の報酬は、体系に基づく経常報酬と業績に基づく変動報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、業績への貢献度や成果・職責を反映した報酬となっています。
- ・ 報酬体系も外部の調査データにより、同規模・同業態の会社の水準を勘案のうえ定めています。
- ・ 社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監督・監視を担う役割の為、変動報酬はありません。
- ・ 株価連動報酬型のストックオプションを採用しており、中長期に企業価値を高めることによるインセンティブとして機能しています。
- ・ 取締役には在任期間と職位に応じて、監査役には在任期間に応じて退職慰労金を規定に基づき決定する旨を定めています。

＜手続＞

- ・ 報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定します。取締役の報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準（固定報酬は職位に基づくテーブル、変動報酬は業績への貢献度）に基づき決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定します。
- ・ スtockオプションについては、定時株主総会の決議により承認を受けたうえで、取締役の階層別に一定の株数を付与しています。
- ・ 退職慰労金の支給に関しましても、株主総会の決議を受けたうえで支給しています。

【原則3-1-4】取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

- ・ 取締役候補については、各人の知識・経験・能力を考慮し、的確かつ迅速な意思決定ができること、ならびに法令遵守に対する見識を有することを基準として、適材適所の観点より選任・指名しています。
- ・ 監査役候補については、財務・会計に対する知見を持ち、コーポレートガバナンス体制への監視ができる観点より指名しています。
- ・ 上記方針に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役が各方面からのご意見を聞いたうえで検討・提案し、取締役会で決議しています。なお、監査役選任にあたっては、監査役会と事前に検討・確認したうえで取締役会にて決議しています。

【原則3-1-5】取締役・監査役等の選任・指名にあたって個々の説明

- ・ 社外取締役候補及び社外監査役候補については、既に個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しています。また、取締役候補・監査役候補の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しています。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任範囲の概要

当社では、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会が決議すべき事項、あるいは取締役会に報告すべき事項について取締役会規程において決めており、それ以外の個別の業務執行については、業務分掌規程・職務権限規定に基づき、会長兼CEO以下の執行役員に意思決定権限を委任しています。

また、業務執行機関として常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議を設け、職務権限規程で審議対象とされた重要課題の審議の充実をはかるとともに、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に務めています。

【原則4－9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載の通りであります。

【補充原則4－11－1】 取締役の選任に関する方針等
当社では、定款にて取締役の数を10名以内と定めており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適当と考えています。
取締役候補指名においては、取締役会での確かつ迅速な意思決定ができること、グローバルな視点で適切な経営管理ができること、他の取締役の業務執行の監視ができること、担当する事業部門全般を統括できることなど、候補者の知識・経験・能力などを考慮し、国籍・性別を問わず適材適所の観点より総合的に検討しています。取締役の選任にあたっては、今後もバランスを配慮して引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4－11－2】 取締役・監査役の重要な兼職の状況
取締役及び監査役の重要な兼職の状況につきましては、本報告「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」及び「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示を行っています。

【補充原則4－14－2】 取締役・監査役のトレーニング
取締役及び監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし、当社の事業、財務、組織等を熟知した人物を選任するとともに、継続的に研修の機会を設けています。
新任の取締役・監査役については、就任時に上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務に係る理解を深めるため、社外セミナーへの参加や、書籍購入を奨励しその費用を負担します。
新任の社外取締役・社外監査役については、就任時に会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項および主要規程等を説明し、また、当社の経営環境、事業活動、業界動向等の理解を深めることを目的に、説明会や事業所視察等を実施しています。
取締役の知識の更新については、会社法改正等時々の情勢に適した内容で社外講師による社内講習会を受講し、また社外セミナーに参加、その費用を負担します。
監査役の知識の更新については、社外セミナーに参加、費用を負担するなど、必要知識の習得および役割・責務の理解促進に努めています。

【原則5－1】 株主との建設的な対話に関する方針
(1) 株主との建設的な対話に関する基本的な考え方
当社は、当事業に対する株主のご理解とご支援をいただくことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために不可欠であると認識しており、正確な情報をタイムリーかつ公平に株主にご提供しつつ、合理的な範囲で両者間での建設的な対話を行うことが長期的な信頼関係を構築することにつながるものと考えています。
(2) 対話の方法
株主・投資家の皆様との対話につきましては、経営企画室が主管し管掌役員が統括します。
経営企画室は対話を充実させるため、事前に関係経営陣幹部・関係部門とその内容について検討し、説明者の選定を含め適切な対応を行うよう務めています。
(3) IR体制
アナリスト、機関投資家、報道機関の皆様に対して毎年決算説明会を実施しています。一般投資家の皆様に対しては、ホームページ上にて業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載いたします。
(4) 社内へのフィードバック
対話を通じて把握された株主・投資家のご意見や提言は、経営陣にて情報共有し経営戦略に反映するよう務めています。
(5) インサイダー情報
株主・投資家の皆様との対話に際し、未公表のインサイダー情報については、所定の規程に基づき管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	2,395,000	6.76
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,293,000	6.48
トヨタ自動車株式会社	2,070,600	5.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,619,300	4.57
株式会社みずほ銀行	1,518,800	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,414,900	3.99
ヒューリック株式会社	1,231,812	3.48
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	1,123,800	3.17
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	950,282	2.68
TPR取引先持株会	939,800	2.65

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 会長・社長以外の代表取締役

取締役の人数 9 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鶴田六郎	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田六郎	○	昭和45年4月 東京地方検察庁検事 平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長 平成18年6月 退官 平成18年7月 弁護士登録 平成19年6月 当社 取締役(現任) 平成19年9月 J. フロントリテイリング(株)監査役(現任) 平成22年6月 (株)三菱ケミカルホールディング 監査役、三菱化学(株)監査役	法曹界で重い役職を果たされた経験を活かして、当社の経営全般に関与していただけるものと判断して選任しました。 鶴田氏は法曹界で活躍されているので、当社との利害関係は無く、株主との利益相反が発生する恐れは無いと考えます。 当社は、2010 年 3 月 23 日に開催した取締役

	平成24年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ監査役(現任)、(株)三井住友銀行監査役 平成27年6月 カヤバ工業(現KYB)(株)取締役(現任)	会で、鶴田六郎氏を独立役員に選任しました。
--	---	-----------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、年間を通じ随時監査立会いや監査結果の聴取を行い連携を図っております。
内部監査部門は監査結果を監査役に通知し、また、監査役と内部監査部門は定期的に情報交換の会合を開催し、連携しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米山 修	他の会社の出身者													
湊 信幸	他の会社の出身者													
小林 純夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

米山 修	昭和48年4月 安田海上火災保険(株)入社 平成15年4月 (株)損害保険ジャパン 常務執行役員兼関西本部長兼関西業務部長 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年4月 損保ジャパンひまわり生命(株)代表取締役副社長 平成21年4月 損保ジャパンアセットマネジメント(株)(現 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株))顧問 平成21年6月 同社監査役 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成25年12月 エース損害保険(株)監査役(現任)	米山修氏を社外監査役として選任した理由は、他社における監査役としての経験・知見から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。
湊 信幸	昭和55年4月 安田信託銀行(株)入社 平成19年4月 みずほ信託銀行(株)執行役員年金企画部長 平成21年4月 同社 常務執行役員 平成24年4月 (株)みずほ年金研究所取締役社長(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	湊信幸氏を社外監査役として選任した理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものです。
小林 純夫	昭和52年4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 平成13年4月 同社情報システム部部長(企画・基盤担当) 平成16年1月 同社情報システム部審議役 平成17年4月 同社システムリスク管理担当部長 平成21年4月 同社関連事業部付(株)MYJ出向 MAP企画室長 平成22年4月 同社同上取締役 平成24年4月 同社同上常務取締役 平成26年2月 (株)MYJ常務取締役 平成26年3月 同社退社 平成26年6月 当社監査役(現任)	小林純夫氏を社外監査役候補者とした理由は、他社の取締役として経営の執行に携わられた経験から、当社の社外監査役に就任された場合に当社の監査業務を適切に遂行いただけると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

1 名

その他独立役員に関する事項

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有する、という場合には当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととしています。

- (1) 当社および子会社の業務執行取締役、執行役員その他の使用人
 - (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (5) 最近1年間において、(2)から(4)までのいずれかに該当していた者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者または二親等以内の親族
- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしています。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行った者をいうこととしています。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、当社の取締役および執行役員に対し新株予約権を無償で発行している。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

上記「その他」は、執行役員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社内監査役および社外役員それぞれ全員の総額を表記しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

- 1.他の監査役との定期的な情報交換の場を設定
- 2.常勤の社外監査役は経営会議等主要会議に全て出席
- 3.補佐するセクション等の設置については、現状必要ないとの見解を監査役会で確認

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は取締役会と監査役会を設置しています。
取締役の業務執行と監督機能を分離するために、平成17年から執行役員制度を導入し、更に平成23年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。取締役会で定めた方針により、執行役員が効率的に業務推進する体制としています。
監査役会は、内部監査部門と連携をとり、また会計監査人と定期的な意見交換を実施して、適切、適正な監査を行うことでコーポレート・ガバナンスの充実を推進しています。

(1)取締役会
原則として毎月開催するほか、必要に応じ随時開催しています。社外取締役として法曹界出身の弁護士をお迎えし、当社における内部統制強化、コンプライアンス遵守の実現に関与していただいています。
また、取締役会審議の効率化、活発化を目的に、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議で重要案件について協議し、合意事項のみを取締役に上程することを原則としています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

(2)監査役、内部監査、会計監査人
監査役は4名で、うち3名を専門的知見を持ち独立性の高い社外監査役とし、中立的、客観的な監査体制を確保しています。
監査役は、監査役会の定める監査方針および分担に従い監査を実施しています。
社長直属の内部監査部門である監査室を設置し、コンプライアンスに係る監査を実施しています。監査室は、監査役と定期的に情報交換の機会を開催し、連携をとっています。
当社の会計監査を担当している公認会計士は、中村和臣、渥美龍彦、山崎一彦の3氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しています。それぞれの継続監査年数は、中村、渥美の両氏共4年で、山崎氏は1年です。会計監査人と監査役は定期的に意見交換を実施し、年間を通じ随時監査立会いや監査結果の聴取を行い、連携を図っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	法定日より早く、6/5発送
その他	当社HPに招集通知を掲載

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回決算説明会を開催しています	あり
IR資料のホームページ掲載	tpr.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、全ての規程の根本に据えています
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎年「環境方針」を策定し、ISO14001 に則した環境マネジメントシステム(EMS)により、全社的に活動しています
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「TPRグループコンプライアンス基本規程」に盛り込んでいます

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1. 会社の機関の基本説明

取締役会：取締役会は毎月1回定例で開催し、重要案件の決議、業績の状況報告などを通じて株主様の利益を損なわぬよう、戦略の決定・業務執行監督を行っています。

なお、取締役の監督機能強化と迅速な業務執行強化のために、平成17年6月に執行役員制度を導入し、更に平成23年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。

監査役会：経営の監査につきましては、当社は監査役制度を採用しています。4名の監査役のうち3名が社外監査役です（常勤2名、非常勤2名）。

経営会議：最低月2回常務役員以上の出席による経営会議を開催し、環境変化に即応した迅速な業務執行の意思決定を行うようにしています。

監査室：代表取締役社長直属の監査室を設置し、計画的に内部監査を実施しています。

2. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は下記のとおりです。

TPR企業理念のもと、この基本方針に基づき、業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。さらに当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「システムセキュリティ要領」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 効率性の観点から、当社の経営に係る重要事項については、事前に取締役と常務・専務執行役員で構成する経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
- 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。

（5）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。
- 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

（6）企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めています。これを基礎として、子会社各社においてもコンプライアンス規程を定めています。

（7）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

（8）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制の整備強化に努めています。

（9）子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は2か月に1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

(10) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人は「TPRグループコンプライアンス基本規程」を遵守するとともに、当社と同様に内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

a. 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められた時は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしています。

b. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとしています。

c. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしています。

(12) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

監査役への報告体制を整備するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来るものとしています。

(13) 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社または当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役会またはコンプライアンス委員会に通報できる体制としました。通報を受けたコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとしています。監査役は当該子会社に対し事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来、当社及び子会社の取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

(14) 前2項の報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役、内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報した場合には、匿名性を保持すると共に、通報したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するものとしています。

(15) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役の職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役の請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

(16) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。

3. 弁護士、税理士及び会計監査の状況

当社は、弁護士及び税理士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けています。

また、会社法に基づく会計監査及び証券取引法に基づく会計監査については、平成19年6月より新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）に依頼していますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

以上の会社の機関・内部統制等について図示すると別紙模式図のとおりです。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断、および排除するための体制

a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持する為に、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしている。

b. 反社会的勢力対応部署を総務部とし、社内各部門への対応指示徹底および社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底する。

c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を平成19年2月8日に決定(平成19年5月25日に一部修正)し、平成19年6月28日の第74回定時株主総会において承認いただきました。さらに、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会、および平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会でそれぞれ継続承認をいただき、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限内で継続運用しております。当社ホームページにその開示資料を掲載しております。詳細は、当社ホームページ(<http://www.tpr.co.jp>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



